

令和3年1月吉日

今年度末でご退職される組合員様

新潟県学校生活協同組合  
組合長 長谷川 豊

### 継続加入手続きについて(お願い)

拝啓 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度ご退職される皆様には、永年にわたって新潟県の教育に、また、子どもたちのためにご尽力されましたことに心から敬意を表します。

新学協では、永年培ってこられた経験をふまえ次のステージへ進まれる皆様、今までは時間がなくて出来なかった事に取り組もうとお考えの皆様を、あらゆる場面でサポートしたいと考えております。ぜひ、継続加入の手続きをしていただきましてお役立ていただければ幸いです。よろしく願いいたします。 敬具

#### ◎引き続きご利用いただくために、ご退職時に継続加入手続きが必要です。

継続加入いただくと、今までとほぼ同じサービスが受けられます。

継続加入手続き後のご利用については、裏面でご確認ください。

#### ○継続手続き

- ・ **継続加入承認申請書(1部)を令和3年3月26日(金)までに提出してください。**
- ・ 退職後の利用代金や保険料などはご記入の指定口座から引落としとなります。
- \*利用できる金融機関等、利用に関することは裏面をご覧ください。

#### ○継続しない手続き

【お得なカード利用や指定店でのご組合員割引、グループ保険や団体・集団扱いの損害保険など、すべてが利用できなくなります。】

- ・ **新学協脱退・出資金払戻申請書(1部)を令和3年3月26日(金)までに提出してください。**  
(出資金返金予定日：令和3年7月30日)

#### ご注意

- ・ 手続きは、令和3年3月26日(金)までをお願いいたします。
- ・ 継続加入手続きは、退職後も新潟県内に在住の方に限ります。ただし、生協法により在職時に近隣県に居住して通勤されていた方は認められています。
- ・ 再任用の方も、年度末退職の手続きをお願いいたします。継続または脱退いずれかの書類をご提出ください。
- ・ 住所変更や口座変更があった場合には必ず新学協までご連絡をお願いいたします。

お問合せ・書類提出先 新潟県学校生活協同組合 総務課  
〒950-1102 新潟市西区善久739番地2  
TEL 025-379-1553 (代)

## ◎継続手続き後のご利用について

- ・ チラシ、カタログ、旅行案内等をご自宅にお送りいたします。
- ・ 指定店では、今まで同様に「新学協利用カード」をご利用いただけます。  
組合員割引や特典が受けられ、「新学協利用カード」での支払いが可能な指定店では3回払いまでの割賦手数料が無料です。
- ・ ENEOS ASSOCカード、出光（Biz、TRUST&FLEX）カードのガソリン給油カード及び新学協JCBビジネスカードもそのまま利用可能です。
- ・ 新学協グループ保険の加入が最長70歳まで継続できます。

## 《保険に関するご注意》

継続加入手続きをされても、「簡易保険」「かんぽ生命保険」「日本生命」「所得補償保険」「リーガルプロテクション」「ぷりんちゃんロングサポート」は新学協での取り扱いはできません。

\*詳しくは、別紙の「退職される組合員様の保険について（お願い）」をお読みいただき手続きいただきますようお願いいたします。

## ◎継続加入後の支払いについて

- (1) 現金購入（指定店）および割賦払いでの購入が可能です。  
割賦払いの場合、**例月割賦回数3回以内で支払残高合計30万円が限度額**となります。
- (2) 今までご利用の割賦払い利用代金は「お給料からの引去り」から「個人の口座からの引落し」に変更となります。  
\*口座引落しのできる金融機関  
第四北越銀行、大光銀行、新潟県労働金庫、農協、ゆうちょ銀行
- (3) ご利用代金は、毎月21日（金融機関が休日の場合は翌営業日）にご登録いただいた口座より引落としになります。

## ◎出資・利用分量割戻について

- (1) 現在の出資金は、そのまま据え置きとなります。
- (2) 出資配当・利用分量割戻は、通知書でご案内いたします。

## ◎脱退手続き後の支払いについて

- (1) お預かりしております出資金と相殺させていただきます。
- (2) お支払金額が出資金を超えている方には、5月以降にご自宅へ振込用紙をお送りいたしますので、お振込みをお願いいたします。

## ◎脱退手続き後の出資金返金について

- 新学協脱退・出資金払戻申請書を令和3年3月26日（金）までにご提出いただいた場合前年度利用分量割戻と一緒に令和3年7月30日（予定）に振込みとなります。  
ご指定の口座へ振込手数料（100円＋消費税）を差し引いて送金しますのでご了承ください。なお、振込みが終了するまで指定口座の解約をしないようお願いいたします。

※各種申請書類は新学協ホームページからもダウンロードできます

<http://singakkyo.jp/>トップページ左の申請書類ダウンロードへ

今年度末でご退職される組合員様

新潟県学校生活協同組合

## 退職される組合員様の保険について(お願い)

標記の件につきまして、下記を参照いただき手続きをお願いいたします。

### 記

#### ● グループ保険

- 続けられる場合は、学協の継続組合員の手続きをお取りください。
- 学協の脱退を希望される場合で、9月30日(更新時)までご加入を希望される方も学協の継続組合員の手続きをお取りください。9月30日(更新時)までご加入いただけますと配当金の該当となります。その後、改めて学協の脱退手続きをお願いいたします。
- 学協の脱退手続きをされた場合は、グループ保険は4月1日付脱退となります。この際は、グループ保険の配当金は対象となりません。  
ご不明な点は、ご連絡ください。

#### ● ぷりんちゃん

- 続けられる場合は、学協の継続組合員の手続きをお取りください。  
※ 但し「ぷりんちゃんロングサポート」は在職中の休職を補償する保険ですので、退職後にご加入できません。ご加入されている方は3月中にご連絡ください。ご連絡のない場合は、当方でご退職を把握できませんので、4月保険料まで請求させていただくことになります。
- 学協の脱退手続きをされた場合は、ぷりんちゃんは4月1日付脱退となります。  
ご不明な点は、ご連絡ください。

#### ● 簡易保険・かんぽ生命保険

- 退職後は、団体扱いから個人扱いになります。退職後の保険料払込方法については、4月中にお近くの郵便局窓口でご相談ください。

#### ● 日本生命

- 退職後は、団体扱いから個人扱いになります。2月中に日本生命の担当者にお申し出ください。

● 自動車保険 (三井住友海上火災保険・東京海上日動火災保険)

● 火災保険 (三井住友海上火災保険・東京海上日動火災保険)

● 積立普通傷害保険 (三井住友海上火災保険)

● 積立火災総合保険 (三井住友海上火災保険)

● 所得補償保険 (三井住友海上火災保険)

学協を脱退される方は2月中に  
箕輪保険事務所へお申し出ください。

TEL 025-243-7550

※箕輪保険事務所代理店 以外で契約の方は、契約代理店 担当者へお申し出ください。